

TIEC ALUMNI 規約案 2008年2月18日

第1章 総則

(名称および会員)

第1条 この団体は、「TIEC ALUMNI」(以下「本会」という)と称する。

第2条 本会の会員は、東京国際交流館の旧居住者の中で退去時または退去後にTIEC ALUMNIの参加意思を示した者とする。

(住所)

第3条 本会は東京都江東区青海2-79東京国際交流館RA事務局内に置くものとする。

(目的)

第4条 本会は以下の2点を目的とする。

- 1 会員相互、および会員と東京国際交流館現居住者相互の学術的交流、文化的交流の促進とその継続
- 2 東京国際交流館の国際的な知的交流発信基地としての発展への寄与

(事業活動)

第5条 本会は以下の事業活動を行うものとする。

- 1 会員名簿の発行
- 2 東京国際交流館が実施する事業への協力、および交流イベントへの参画
- 3 会員による交流イベント(研究・発表会等を含む)の主催とその運営
- 4 会員による有志企画の宣伝
- 5 ホームページ、および電子メールによる情報の発信
- 6 その他、第3条の趣旨に沿う目的達成のために必要な事項

第2章 会員の入退会

(入会)

第6条 入会しようとする者は、退去時に入会申込書を運営幹事会に提出又は、退去後に<http://tiecalumni.net>上のAlumni登録フォームに記入するものとする。ただし、会費は徴収しない。

(退会)

第7条の1 会員が次に該当する場合にはその会員を退会したものとみなすことができる。

- 1 3年間連続で、総会の出席または委任状の提出がなかったとき。
- 2 本人が退会届けを提出したとき
- 3 会員が本会並びに東京国際交流館の名誉を汚し、総会で除名が決議されたとき

第7条の2 前項除名者の再入会には総会の決議を必要とする。

第3章 運 営

(運営幹事)

第8条 本会は次に定める11名以内の運営幹事を置くものとする。

- 1 前年度のRA事務局を勤めた者とし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 東京国際交流館旧居住者の中で、就任が妥当と判断された者とし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(運営幹事会および会計監査委員)

第9条 本会の運営幹事は、運営幹事会を構成し、会務の統括、執行にあたるものとする。

- 1 運営幹事会は、必要に応じて運営幹事が招集する。
- 2 運営幹事会は、会の運営に必要な事項を審議、決定し、総会に付議する事項を定める。
- 3 運営幹事会は、第4条に則したイベントの募集・承認・広報を行う。
- 4 運営幹事会は、メールマガジンの編集および配信、ホームページの管理を行う。

第10条 運営幹事の代表1名を会長と称し、総会で選出する。会長は、総会の定めるところに従い、本会の業務を総括する。さらに、副会長2名、および会計1名を運営幹事の中から総会で選出する。

第11条 本会に運営幹事以外から会計監査委員2名をおかななければならない。

- 1 監査委員は、総会において選任する。
- 2 監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、欠員補充のため選任されたものについては前任者の残任期間とする。
- 3 監査委員は、本会の会計の状況および会務執行の状況を監査する。
- 4 監査委員は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(資産及び会計)

第12条 本会の資産は次の通りとし、その資産及び会計の管理は運営幹事会が行うものとする。

- 1 寄付金品
- 2 事業活動に伴う収入
- 3 資産から生ずる収入
- 4 前年度繰越金
- 5 その他の収入

第13条 会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月末日に終わるものとする。

第14条 予算及び決算は監査委員の承認を得て、運営幹事会が総会に報告し、承認を得なければならない。

第4章 総会

(総会)

第15条 総会は、緊急の必要がある場合を除いて毎年1回開催するものとし、会長が招集する。

- 1 総会は、会員の30名以上の出席または委任状により成立し、総会に出席または委任状を提出した会員は、総会の議事に対して議決権を有する。議事は議決権を有する会員の過半数によって決定する。
- 2 会員が総会を欠席する場合は、その議決権の行使を議長又は会員に委任することができる。

(総会事項)

第16条 次の事項は総会の決定又は承認を経なければならない。

- 1 運営幹事、会長、副会長、会計、会計監査委員の選任
- 2 事業活動の報告、および計画
- 3 事業年度の収支決算、および次年度の予算計画
- 4 規約の変更
- 5 第7条3項、4項における除名と再加入の決議

第5章 雑則

(規約改正)

第17条 本規約は総会の議決権を有する会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(支援)

第18条 本会の庶務は、東京国際交流館RA事務局が行うものとし、必要に応じ、業務に支障のない範囲で独立行政法人日本学生支援機構東京国際交流館事業部管理係が支援する。

(解散)

第19条 本会は、全会員の3分の2以上の承諾があった上、総会で決議された場合、解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 本会が解散したときに残余する財産の帰属は、解散の総会において議決権を有する会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

(付則)

本会則は、平成21年2月28日に制定し、平成21年3月1日から適用する。